

物品売買契約約款

(総則)

第1条 乙は、甲の提示した仕様書、設計図書（別冊の設計書、図面等（甲の承諾を必要とする乙が作成した詳細図等を含む。）及び質疑回答書をいう。以下同じ。）に従い、頭書の表第3項に定める納入期日又は納入期限内に頭書の物品（以下「目的物」という。）を納入しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第2条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、本契約に基づく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつ、その書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。

2 乙は、この契約の全部又は大部分を他人に履行させてはならない。

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するため、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則（以下「財務規則」という。）第80条第3項において準用する同規則第63条第1項に規定する有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。ただし、乙は、当該保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10（当該契約に係る金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については100分の7）以上としなければならない。

- 4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第18条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10（当該契約に係る金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については100分の7）に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 甲は、この約款に特別な定めがある場合を除き、最終の検査合格後、第1項第1号の契約保証金又は同項第2号の有価証券等を乙に返還するものとする。

(検査)

第4条 乙は、この契約の目的物を納入しようとするときは、事前に甲の検査を受けなければならない。ただし、検査は、財務規則第6章第5節その他の法令に定めるところにより行う。

- 2 前項の検査は、乙からの納品書の提出があった日(納品書の提出が困難な場合は納入日)から10日以内に行うものとする。
- 3 第1項の検査の結果、目的物の内容の全部又は一部がこの契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、甲は、乙に対し、甲の指定する期限内に目的物の取替え、追完その他必要な措置を求めることができる。この場合において、前項の時期は、乙から再度納品書の提出のあった日(納品書の提出が困難な場合は再納入日)から10日以内に行うものとする。なお、甲が特に承認した場合を除き、頭書の表第3項に定める納入期日又は納入期限を延長しない。
- 4 目的物の所有権は、前2項の検査に合格し、納入が完了した時に乙から甲へ移転する。

(減価採用)

第5条 甲は、前条第3項の規定にかかわらず、検査の結果、目的物を合格と認めないときであっても、使用上支障がないと認める場合は、甲乙の協議により相当減価の上、これを採用することができる。協議が整わない場合、甲の乙に対する民法(明治29年法律第89号)第563条第2項第4号に基づく請求を妨げない。

(延滞違約金)

- 第6条 乙は、その責に帰すべき理由によって、頭書の表第3項に定める納入期日又は納入期限内に目的物を納入しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、その利息が生じた最初の時点における民法第404条第2項に規定する法定利率(以下「法定利率」という。)を乗じて計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入し

ない。

(契約金)

第7条 この契約に係る契約金（以下「契約金」という。）は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。

- 2 甲は、前金払又は概算払により支払うことと頭書の表第1項に定めている契約金（以下「前金払等契約金」という。）について、乙から請求書の提出があったときは、速やかに支払うものとする。
- 3 甲は、前金払等契約金以外の契約金について、第4条第1項の規定による検査、引渡し完了後、乙から請求書の提出があったときは、提出日から30日以内の日までに支払うものとする。
- 4 甲が乙から請求書の提出を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、前項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が軽微でなく、乙の故意又は重大な過失によるものであったときにあっては、適法な支払請求があったものとししないものとする。

(随時検査)

第8条 甲は、必要があると認める場合には、随時検査を行うことができる。

- 2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の検査に準用する。

(成果物)

第9条 業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、当該成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属若しくは乙は甲に譲渡する。

- 2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。

(特許権等の使用)

第10条 乙は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙が

その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第11条 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

(知的財産権等の保証)

第12条 乙は、甲に対し、成果物が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）等を侵害していないことを保証する。

2 乙の成果物が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果物を甲に無償で納入しなければならない。

(危険負担)

第13条 この契約の目的物について、第4条第1項の目的物の納入が完了する前に、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の契約上の義務が履行できなくなったときは、甲は契約を何らの催告なしに解除することができる。契約を解除しない場合でも、契約金の支払いを拒絶することができる。

(製造物責任)

第14条 乙は、目的物の欠陥に起因して、第三者の生命、身体又は財産に損害が生じたときは、故意、過失の有無を問わず、その第三者又は甲が被った一切の損害(甲が第三者に支払った賠償額、弁護士費用等)を賠償する。

(契約不適合責任)

第15条 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引渡したときは、甲の指定する期間内に取替え、補修その他の措置を講じなければならない。ただし、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から頭書の表第6項に定める担保期間内にその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

2 乙が、目的物の引渡しの時に前項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、頭書の表第6項に定める担保期間にかかわらず、乙は前項の責任を負う。

3 担保検査については、第4条第1項ただし書の規定を準用する。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに契約を解除すること

ができる。

- (1) 頭書の表第3項に定める納入期日又は納入期限内に目的物を完納しないとき、又はその見込みがないとき。
- (2) 乙又はその使用人が、甲又は甲の職員の指示に従わず、職務の執行を妨げたとき。
- (3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他の契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- (4) 第2条の規定に違反したとき。
- (5) 乙に支払いの停止があったとき、乙が電子交換所から取引停止処分を受けたとき、又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。
- (6) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (7) 乙が甲に対するこの契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。
- (8) 乙又は乙の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること、又はこの契約が暴力団員等の利益になることが判明したとき。
- (9) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由によりこの契約に係る事業を行わなくなると認めるとき。
- (10) 乙が法人その他の団体である場合にあっては、乙が合併、分割又は解散をするとき。
- (11) 乙が自然人である場合にあっては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、補佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の目的が達成することができないと認めるとき。

2 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは契約を解除することができる。この場合、契約保証金は解除後直ちに乙に返還する。

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の都合による契約内容の変更により、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるときは、契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第18条 甲は、契約を解除した場合において、可分な履行部分の給付によって甲が利益を受けると甲が承認したものについて、これに相当する金額を支払う。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は甲に帰属するものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により同

項の保証を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として前項の規定による支払額から控除又は乙に対し請求できる。

(1) 第16条第1項各号、第21条第7項又は第22条第1項の規定により契約を解除した場合

(2) 乙が契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示し、乙の契約上の義務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（個人情報等の保護）

第19条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。）をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

2 乙は、この契約を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、この契約を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、この契約を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。

5 前3項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。

6 乙は、この契約に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様と

する。

9 甲は、乙がこの契約を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。

10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

11 乙は、この契約を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、この契約を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第20条 乙は、この契約がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約が個人情報等を取り扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、個人情報等取扱特記事項に記載された事項を遵守しなければならない。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第21条 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無にかかわらず、違約罰として、この契約による契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対

し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

(6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無にかかわらず、違約罰として、第1項に規定するこの契約による契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。

4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、法定利率を乗じて計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

5 乙が共同企業体である場合は、前4項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。

7 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(適正な賃金の支払に関する措置)

第22条 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無にかかわらず、違約罰として甲に支払わなければならない。

- 3 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、法定利率を乗じて計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 4 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 5 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第2項又は第3項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第2項又は第3項の額を甲に支払わなければならない。
- 6 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(重要な契約義務違反に対する措置)

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無にかかわらず、違約罰として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第2条の規定に違反したとき。
- (2) 第9条第3項の規定に違反したとき。
- (3) 第19条の規定に違反したとき。
- (4) 第20条の規定に違反したとき。

- 2 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、法定利率を乗じて計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 3 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 4 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第2項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第2項の額を甲に支払わなければならない。
- 5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(損害賠償)

第24条 乙が契約上の義務の履行をしないとき、又は義務の履行ができないときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 第6条の規定による延滞違約金は、前項の損害賠償金としての遅延損害金の予定又はその一部と解する。

3 第1項の損害賠償金は、契約金額より控除し、又は第3条の契約保証金若しくはこれに代わる担保を充当することにより徴収できる。

4 第18条第2項により乙が違約金（契約保証金を納付していた場合には、当該契約保証金又はこれに代わる担保）の支払い義務を負った場合において、甲の損害が契約保証金相当額を上回る時は、甲は、乙に対し、その差額について損害の賠償を請求できる。

（第三者の損害）

第25条 乙がこの契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者（甲の職員その他従業員を含む。）に損害を与えた場合において、甲が同損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

（違約罰、延滞利息等）

第26条 第21条第1項及び第3項、第22条第2項並びに第23条第1項に規定する違約罰は、第24条の規定による損害賠償額の予定又はその一部には含まれない。

2 第21条第4項、第22条第3項並びに第23条第2項に規定する延滞利息は、第6条の規定による延滞違約金の予定又はその一部には含まれない。

3 甲は、第6条、第21条第1項、第3項及び第4項、第22条第2項及び第3項並びに第23条第1項及び第2項に規定する延滞違約金、違約罰又は延滞利息を契約金額又は第3条の契約保証金による充当により徴収することができる。

（相殺）

第27条 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、相殺の充当の順序は甲が指定することができる。

（契約の変更等）

第28条 経済状況の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不相当となったときは、甲と乙が実情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（専属的合意管轄その他雑則）

第29条 この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

5 この契約の手続において使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。

6 この契約における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(印紙税)

第30条 印紙貼付の要否及び額は乙の責任において確認しなければならない。

(業者調査への協力)

第31条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

(疑義の解釈)

第32条 この契約について、疑義の生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、財務規則その他関係の法令によるほか、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の規定は、この契約に基づく権利義務以外の権利義務をこの契約に係る変更契約を締結せずに設定できるものと解釈してはならない。